

第1章

都市計画マスタープラン 改定の目的等

- 1.都市計画マスタープラン改定の
背景と目的
- 2.都市計画マスタープランの位置づけ
- 3.目標年次

1 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

現在の都市計画マスタープランは、平成10年3月に策定され、既に12年が経過しています。

その後、上位計画にあたる「柏崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が平成12年の都市計画法改正を踏まえて、新潟県により平成16年に作成され、平成19年には高柳町、西山町との合併や市民の価値観やニーズの多様化などに対応するための指針となる柏崎市第四次総合計画が策定されるなど、本市都市計画を取り巻く状況変化が進んでいます。

また、平成19年に発生した新潟県中越沖地震により市内全域が被災し、復興に向けて震災復興計画を策定し、復興住宅が建設されました。現在は柏崎駅周辺工場跡地の再開発・整備などが進められています。

加えて、我が国全体で少子高齢化、人口減少が進展し、地球温暖化が身近な問題になるなど、平成10年の策定以降、社会経済状況が大きく変化しており、本市においても、これを都市計画として受け止めていく必要が生じています。

そこで、新たに策定された各種上位計画に即し、社会経済状況の変化を的確に受け止め、将来の新たなまちづくりの方向を明らかにするため都市計画マスタープランを改定しました。

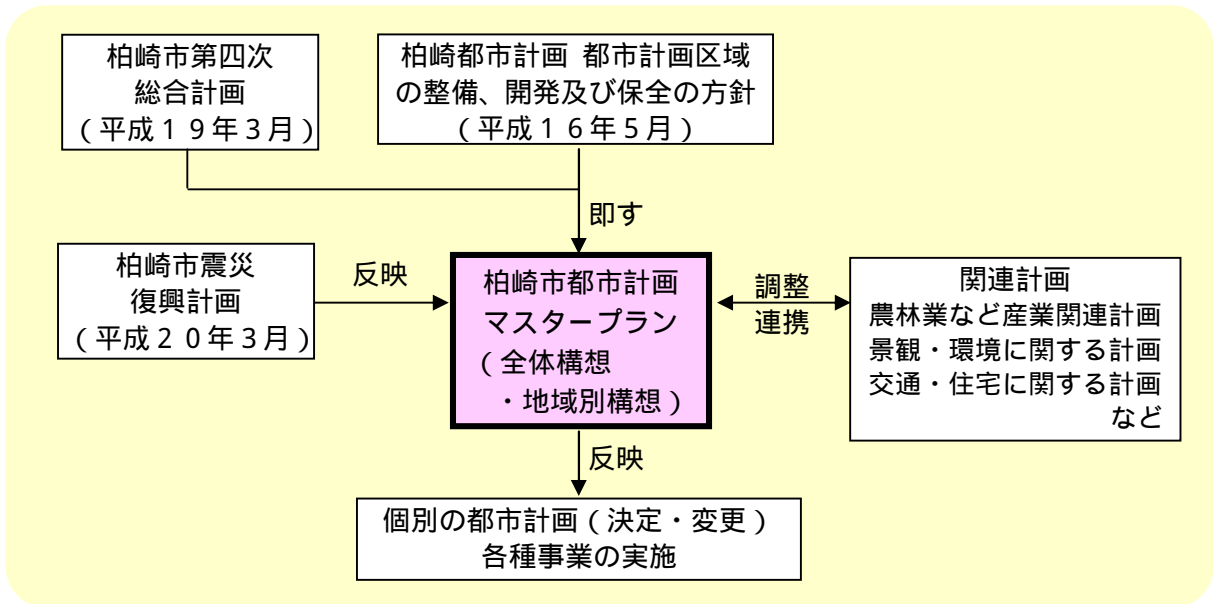


中心市街地付近(平成20年8月)

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられているものであり、柏崎市が定める都市計画の根拠となります。

その策定にあたっては、地方自治法に基づく総合計画、都市計画法に基づく整備、開発及び保全の方針等、上位計画に即したものである必要があります。



3 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市像を描き、土地利用や都市施設等に関する方針を定めるものとして、平成40年を目標年次、平成30年を中間年次とします。